

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第440号)

平成18年3月3日

横情審答申第440号
平成18年3月3日

横浜市長 中田 宏様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年6月13日消計第43号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「火災調査報告書（昭和58年4月4日南区井土ヶ谷下町建物火災）（昭和58年度南消第312号）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「火災調査報告書（昭和58年4月4日南区井土ヶ谷下町建物火災）（昭和58年度南消第312号）」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「火災調査報告書（昭和58年4月4日南区井土ヶ谷下町建物火災）（昭和58年度南消第312号）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年2月18日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第17条第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件個人情報のうち、異議申立人（以下「申立人」という。）以外の個人の職業、氏名、年齢、性別、生活状況、発言及び焼損延面積については、まさに第三者の個人情報であり、これらの情報を開示することにより当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあることから、旧条例第17条第4号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 出火から23年が経つが、どうしても納得できない点があり、本件個人情報を求めたところ、個人情報の開示が少なすぎて納得ができない。
- (3) 写真は確かに個人情報であるが、写真類をもう少し開示してほしい。また、誰が立ち会ってこのような話をしたのか、誰がこのようなことを言ったのか、申立人が消防局から聞いて確認している当事者に係る内容をもう少し開示してほしい。
- (4) 出火場所については、実況見分調書の現場位置図や現場案内図では開示されている

のに、どうしてどこ付近しか開示されないのであるか。損害報告については開示を求めていない。事件があった事実を残しておきたいというのが本件請求の主旨である。

5 審査会の判断

(1) 条例改正について

旧条例は、平成17年2月横浜市条例第6号により改正されたが、本件処分は旧条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧条例の規定により本件処分の妥当性について判断する。

(2) 火災調査について

火災調査とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第31条から第35条の4までに規定する消防長又は消防署長の権限及び義務に基づき、火災の原因及び損害の状況を究明し、類似火災の防止、延焼の防止等の消防行政目的を達成するために行われるものである。

火災現場の物的調査、関係者からの事情聴取等の火災調査により判明した火災原因及び損害状況については、調査書類が作成され、消防署長から消防局長に報告される。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報は、昭和58年4月4日に南区内で出火した火災について南消防署長から消防局長に報告された調査書類及びこれと併せて保存されている火災活動報告書（以下「本件申立文書」という。）に記録された申立人に関する情報である。本件申立文書は、具体的には以下のアからクまでの文書から構成されている。

ア 出火日時・場所・火元、り災程度、出火原因等、当該火災の概要を総括して記録した火災調査報告書

イ 本件申立文書を構成する文書の名称、頁数、作成者等を記録した書類目録

ウ 実況見分調書、質問調書等の各種資料に基づき、火災の出火原因等について検討及び考察を行い、その最終結論を記録した火災原因認定書

エ 火災現場に到着し、火災現場全般を見分した状況を記録した火災状況見分書

オ 火災の鎮火後に火災現場に立ち入り、建物や火源、着火物となった物の焼損状況などについて発掘、復元等の調査を行い、これらの状況を記録した実況見分調書

カ 火災に関係ある者に対し必要事項を質問し、その者から任意に得た供述を記録した質問調書

キ り災した動産及び不動産について、火災によって被った損害等を記録した文書

で、火災損害申告書、木造建物損害算定書1及び火災損害額決定書から構成される損害関係書類

ク 消防局長に報告された調査書類を構成するものではないが、アからキまでと併せて保存されている消防隊ごとの火災現場での活動内容を記録した火災活動報告

(4) 対象となる個人情報について

ア 旧条例第2条第2項は、「この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と規定している。これは、氏名等の情報など直接的に個人が識別されるもののか、当該情報のみでは識別できないが、他の容易に照合できる情報と組み合わせることによって間接的に個人が識別され得るものについても個人情報に当たることを定めたものである。

イ 当審査会は、本件申立文書のうち実施機関が申立人の個人情報として特定した部分を見分したところ、火災損害申告書の世帯員欄に記載されている申立人の氏名、年齢及び性別については、申立人の個人情報に当たり、申立人が識別される情報であると判断した。

本件申立文書において、このほかに申立人の個人情報が存在するとは認められない。

なお、実施機関が非開示とした部分は、申立人の個人情報とは認められないものであり、申立人が本人開示請求をすることはできない情報であるため、当該部分を非開示とした決定の妥当性については判断しない。

(5) 結論

以上のとおり、本件処分のうち、本件申立文書に記録された申立人の氏名、年齢及び性別を申立人の個人情報と特定し、開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 17 年 6 月 13 日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 17 年 6 月 17 日 (第 4 回第三部会) 平成 17 年 6 月 24 日 (第 65 回第二部会)	・諮問の報告
平成 17 年 6 月 23 日	・部会で審議する旨決定
平成 17 年 7 月 14 日 (第 64 回第一部会)	・諮問の報告
平成 17 年 8 月 19 日 (第 8 回第三部会)	・審議
平成 17 年 9 月 2 日 (第 9 回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成 17 年 10 月 6 日 (第 11 回第三部会)	・審議
平成 17 年 11 月 4 日 (第 13 回第三部会)	・審議
平成 18 年 1 月 20 日 (第 17 回第三部会)	・審議